

協議会委員からの意見及び市の考え方

1 陸上自衛隊第32普通科連隊委員からの意見

①第2編第3章第5節 避難路の選定(P17)について

意見:避難候補路をわかりやすく表示しないと、実際の行動及び関係機関との連携に支障が生じる恐れがある。

改善案:国民保護対処マップの作成⇒地図上に避難候補路を着色等により明確にする。活動拠点及び臨時のヘリポート等との関係、緊急時の避難経路、必要な関係機関の連絡先、避難時の行動の注意事項を地図上で明らかにしておくこと。

【市の考え方】

・避難候補路の決定とあわせて、ご意見を参考に必要な項目について地図情報化することとします。

②第2編第10章 訓練の実施等(P28～29)について

意見:避難経路、防災拠点等、関連する事項が多く、現行の地域防災計画との整合を図る必要がある。また、防災訓練時に国民保護計画に係る避難訓練等を実施することが必要である。

【市の考え方】

・ご指摘のとおり、これまでの防災対策の延長線上に国民保護対策があり、対策の整合性と訓練の一体化を図っていくこととします。

2 東入間警察署委員からの意見

①第3編第3章第5節 避難路の交通対策の実施(P47)について

意見:「1 警察署長への交通規制の要請」中、「交通規制を行うよう要請する。」を「交通規制を要請する。」に修正する。

【市の考え方】

・ご指摘のとおり修正します。

②第3編第3章第6節 避難誘導の実施(P48)について

意見:「1 避難誘導の実施」中、「出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊の長」を「自衛隊の部隊長」に修正する。

【市の考え方】

・国民保護法第63条の条文の文言との整合を図った表記とするため、原案のままとします。

3 荒川上流河川事務所委員からの意見

①第2編第1章 迅速な初動体制の確保(P7～8)について

意見:第4節のあとに第5節として「応援職員の受け入れ体制」を追加し、近隣の自治体からの応援が受け入れられるよう事前協定、受け入れ体制についても記載する。

【市の考え方】

・第1編第5章第3節 他の市町村との連携(P6)で記述しているため、原案のままとします。

② 第2編第3章 避難の指示(P9～19)について

意見:第10節のあとに第11節として「避難誘導の補助」を追加し、多数の避難者を受け入れる場合の誘導や移動途中での食料の配給の補助が必要となるので、そのための避難住民に対するパンフレットなどを作成し準備しておくことを記述する。

【市の考え方】

・第3編第3章第2節(P46)の「2 市域を越える住民の避難」の中に記述した避難実施要領に明記することとします。

③ 第2編第7章第1節 生活関連等施設の管理体制の整備(P26)について

意見:「ダム、発電所」を「変電所、ガス工作物」とした方が現実的

【市の考え方】

・ご指摘のとおり修正します。

④ 第2編第7章 生活関連等施設の管理体制の充実(P26)について

意見:第2節として「放射性同位元素の所在・種類・量等の把握」を追加する。第1節の危険物に含まれるのであれば、これでも良い。

【市の考え方】

・本市内には、該当施設がないため記述しないこととし、原案のままとします。

4 入間東部地区消防組合消防本部委員からの意見

① 第1編第4章第1節 地理的特性(P3)について

意見:「地下鉄有楽町線」を「東京メトロ有楽町線」に修正する。

【市の考え方】

・ご指摘のとおり修正します。

② 第3編第1章第2節2 市国民保護対策本部等開設の通知等(P38)について

意見:通知先⑫富士見医師会長だけでよいか、東入間医師会にはどうするのか。

【市の考え方】

- ・東入間医師会には富士見医師会から連絡していただくこととし、原案のままとします。

③ 第1編第4章第2節(5)危険物施設(P4)について

意見：市内の危険物施設数の記述を別添資料を基に修正願います。

【市の考え方】

- ・ご指摘のとおり「市内に95施設(平成18年10月1日現在)あり、その内訳は、製造所1施設、貯蔵所51施設、取扱所43施設」に修正します。あわせて、資料編(p37)〈資料4-3〉市内危険物の取扱施設を別紙に差し替えます。